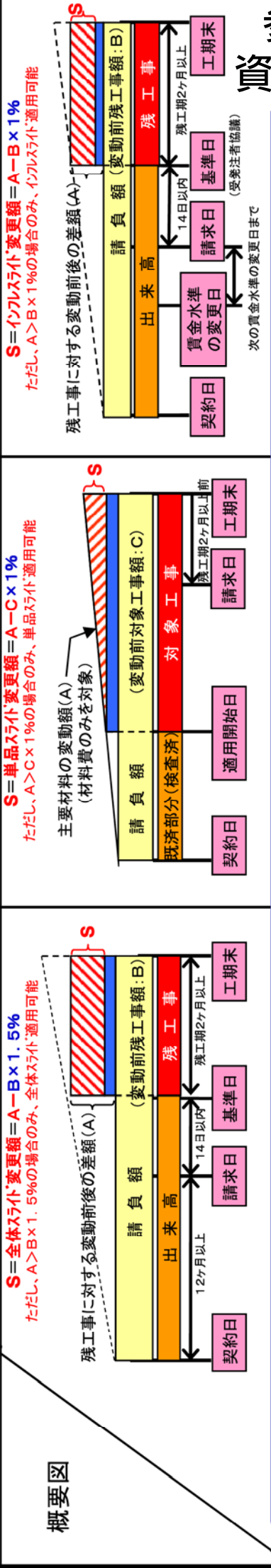


(5) 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

○ 契約約款第25条(スライド条項)の適切な運用

項目	全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応 する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事業量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた日以降の基準 日の残工事業量に対する資材、労務単価等
請負額 変更の 方法	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわれないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様)
再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時)



【スライド額】(賃金等変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版))

○ 材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の変動価格を算出する。

参考資料3

次の買金水準の変更日まで